

吉賀町交流研修センター（加工室）利用について

吉賀町交流研修センター加工室は、吉賀町産農産物等の付加価値向上及び地域特産物の開発を行い地場産業の振興を図るために設置されています。

1. 場所

吉賀町真田 1121 番地 12 （よしかみらい真田グラウンドの隣）

2. 利用の許可について

事前に加工室使用計画書を作成し、内容について産業課にご相談ください。

3. 利用の条件

1) 加工品の開発・試作する場合

ブランド化推進員の技術講習を受講すること。

2) 販売する場合

- ・毎年度、食品表示、食品衛生に関する講座をそれぞれ受講すること。
- ・食品表示は「製造所 吉賀町交流研修センター加工室」の表示が必要です。
- ・PL 保険等の賠償責任保険に個人またはグループで加入すること。
- ・衛生管理について、H A C C P の手引書をもとに衛生管理計画を作成し、使用した月は、管理者に提出してください。

4. 加工室の利用料金

利用者	区分	使用料（税込み）
個人 加工グループ 地域団体 地元活動 ※吉賀町で活動 をする方に限 ります。	通常	4 時間以内 1,050 円 4 時間超過 1 時間毎に 260 円を加算
	特産物の主要材料に吉賀町 産農産物を活用した場合	【減免】 4 時間以内 520 円 4 時間超過 1 時間毎に 130 円を加算
	吉賀町地域ブランド化協議 会をはじめとする関係機関 からの依頼に基づく特産物 開発を行う場合	【免除】 0 円
	吉賀高校	販売目的以外は減免

【参考】加工室の営業許可について

営業許可：吉賀町

- ・飲食店営業
- ・そうざい製造業

※加工室では弁当の製造はできません。（衛生管理が困難であるため）

- ・菓子製造業

【問い合わせ先】 吉賀町役場 産業課 TEL 0856-79-2213